

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇告示 移入禁止区域の指定
- ／ 移入禁止区域の指定解除
- ／ 保安林指定の解除予定
- ／ 保安林指定の解除
- ／ 建設業者の登録
- 可 鳥取火災復興土地区画整理事業計画の変更認可
- ／ 昭和三十二年三月鳥取県告示第百三十二号の一部改正
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正

告 示

鳥取県告示第二百十号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定により豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として鳥根県を指定する。

ただし、船車に登載のまま通過し、又は家畜防疫員の指示を受け、と場に直行する場合はこの限りでない。

昭和三十七年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百十一号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定により豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として奈良県を指定する。

昭和三十七年四月十七日

鳥取県知事 石、破 二 朗

鳥取県告示第二百十二号

昭和三十七年二月鳥取県告示第九十二号による豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入禁止区域のうち愛知県指定は、昭和三十七年四月一日限り解除する。

昭和三十七年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百十三号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十七年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡三朝町大字木地山字栗祖一〇一九ノ二、一〇一九ノ九、一〇二〇、字内札谷一二三九ノ四、一二四〇ノ一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）所在

の保安林

指定の目的 水源かん養
解除の理由 道路敷地とするため

申請者住所氏名 鳥取県知事

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百十四号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十七年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

八頭郡家町大字下峯寺字元結谷四八六ノ九、四八六ノ一〇、四八六ノ一一、四八六ノ一二、四八六ノ一三、四八六ノ一五所在の保安林
指定の目的 土砂崩壊防備
解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 郡家町長

鳥取県告示第二百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

昭和三十七年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市湖山字大寺屋北方二八四〇ノ四（次の図に示す部分に限る。）、二八四一、二八六七、二八六八所在の森林

指定の目的 潮害の防備

登録番号 登録年月日 名称

鳥取県知事登録 昭三七、四、七（有）今井組

（と）第六三三号 昭三七、三、三（有）河金組

第六三〇号 第六三七、二、一五 栄建設興業（株）

解除の理由 精神薄弱児収容施設敷地とするため

申請者 鳥取市長

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、総合工事業者として次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十七年四月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

主たる営業所の所在地 申請者氏名 摘要

日野郡江府町江尾 今井 智道 土木一式工事

東伯郡羽合町大字橋津 河金 敬儀

大栄町亀谷 山根 善好

第一四一号	〃〃三七、二、二三	氣高建設(株)	野藤 実
第六二四号	〃〃三七、二、一一	国府建設	小山 新藏
第六一八号	〃〃三七、一、三〇	前田建設	前田要次郎
第六一一号	〃〃三七、一、九	(有)前田組	前田 徳義
第六一九号	〃〃三七、一、三〇	(有)山川組	山崎 憲章
第六〇六号	〃〃三六、一二、二二	蓮 仏組	蓮 仏 君雄
		鳥取市大工町頭	土木一式工事 建築一式工事 土木一式工事

(注)登録年月日のうち、左が営業登録、右が総合工事登録年月日である。

鳥取県告示第二百十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十五条第八項の規定により、鳥取都市計画鳥取火災復興土地区画整理事業の事業計画変更を認可したので、同法第五十五条第六項の規定により次のように告示する。

昭和三十七年四月十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 土地区画整理事業の名称
鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区画整理
- 二 事務所所在地
鳥取市尚徳町百十六番地鳥取市役所内
- 三 設計書の認可年月日 昭和二十七年五月二十八日
- 四 土地区画整理事業の変更名称
鳥取都市計画鳥取火災復興土地区画整理事業
- 五 変更認可の年月日 昭和三十七年四月十日

鳥取県告示第二百十八号

昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号(鳥取県保健所及び衛生研究所使用料、手数料の額について)の一部を次のように改正し、昭和三十七年四月十日から適用する。

昭和三十七年四月十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 二の2の中
「赤血球沈降速度測定 三十円 〃採取料を含む」及び「喀痰顕微鏡的検査 二十円 〃」を削る。
喀痰培養検査 六十五円 〃を削る。
二の3の中「〃 〃 穴なし三十五ミリメートル 二十二円 同右」を「〃 〃 穴なし 三十五ミリメートル 二十三円 同右」に、「写真診断六ツ切型 二百五十円 同右 但し、事業事務所を除く」を「写真診断六ツ切型 二百五十円 妊産婦、乳幼児」に改める。
二の三の次に4として次のように加える。
4 精密検査料

種別 料 金 条 件

精密検査 三百五十九円 結核予防法による対象者 但し、事業事務所を除く

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和三十七年四月十七日
鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第十九号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
第三条を次のように改める。
(等級分類の基準の特例)
第三条 職員のうち、次の各号の一に該当し降任された

者の降任後の職務の等級は、前条の規定にかかわらず、当該降任直前の職務の等級とすることができる。

一 心身の故障のため、勤務時間の短縮又は長期の休養を必要とし、職務に専念する義務を免除され、又は休職を命ぜられた場合

二 前号に該当する場合のほか、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められる場合

三 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

四 刑事事件に關し起訴され休職を命ぜられた場合

2 前項の規定の適用については、降任の理由が、同項第一号又は同項第二号の規定に該当する場合は心身の故障が公務に基因するものである場合を除き、任命権者が医師の診断等に基づき降任の理由が消滅したものと認められた日から、同項第三号の規定に該当する場合は降任された日から、同項第四号の規定に該当する場合は復職の日からそれぞれ二年をこえてはならない。

3 第一項各号の規定に該当し降任された職員が、降任された期間中において給料表の適用を異にして異動した場合においては、別表第九において、降任直前の職務の等級（別表第一から別表第八までにおいて降任直前の職の属する職務の等級をいう。以下同じ。）と同格とみなされる異動後の給料表の職務の等級をその者の降任直前の職務の等級とみなして前二項の規定を適用するものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

2 昭和三十七年四月一日（以下「適用日」という。）において、改正後の第三条第一項各号の規定に相当する従前の規定に該当し現に降任されている職員の適用日における職務の等級は、降任された日の前日において第二条及び職員の初任給、昇格、昇給等の基準に關する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則十号。以下「初任給規則」という。）に

定める昇格、昇給等に関する規定を適用したものとした場合にその日に決定される職務の等級とし、その号給又は給料月額、降任された日の前日に受けていた号給又は給料月額について初任給規則に定める昇格、昇給等に関する規定を適用したものとした場合に適用日において受けることとなる号給又は給料月額とすることができる。

3 前項の規定に該当する職員のうち、改正後の第三条第二項に規定する日が適用日以前の日となる者に対しては、その日を同条同項に規定する日とみなして同条同項の規定を適用するものとする。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号

道路交通法（昭和三十五年法律百五号）第百四条の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十七年四月十七日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 鳥取地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年五月二日 午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 鳥取市片原一丁目一二

自動車運転者 田 中 菊 雄

(2) 気高郡気高町勝見六八二の九

自動車運転者 山 尾 輝 男

(3) 鳥取市江津六一〇

自動車運転者 魚 崎 保 幸

(4) 鳥取市田島五五

自動車運転者 中 村 鶴 藏

(5) 鳥取市細見八六

自動車運転者 谷 口 良 則

(6) 鳥取市藪片原二丁目二四

自動車運転者 村 中 富 男

(7) 鳥取市伏野一七五七

自動車運転者 榎本貫爾

二 郡家地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年五月九日 午後一時から

八頭郡郡家町 郡家警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 八頭郡八東町日下部一六二

自動車運転者 西川 是仁

(2) 八頭郡若桜町若桜五五四の二

自動車運転者 威本 清

(3) 八頭郡佐治村加瀬木一二四一

自動車運転者 岡部 丸二

三 米子地区

1 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年五月十六日 午後一時から

米子市万能町 米子警察署

2 聴聞当事者の住所及び氏名

(1) 米子市蚊屋二七六の三

自動車運転者 村田 又彦

(2) 米子市道笑町二丁目二二

自動車運転者 松永輝雄

(3) 米子市夜見町五七九

自動車運転者 門脇正春

(4) 米子市角盤町二丁目

自動車運転者 網谷一夫

(5) 西伯郡大山町国信三二三

自動車運転者 田中三郎

(6) 東伯郡東伯町浦安二二〇の一

自動車運転者 宮平政雄

(7) 日野郡溝口町栃原八〇二

自動車運転者 矢貴

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

〔定〕 一部月極二五〇円(配達料共)